

総学庶第358号

13-3

昭和62年4月23日

内閣総理大臣

中曾根康弘 殿

日本学術会議会長

近藤次郎

地域型研究機関（仮称）の設立について（勧告）

標記について、日本学術会議第102回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 序—地域における研究の現状

現在、学術研究は、人文社会科学と自然科学とを問わず高度に専門化する一方で、多分野にわたる研究の総合性が強く要求されている。例えば特定地域の自然、生活、文化及び産業の相互関係については、大学や既存の研究機関の枠を越えた長期的かつ大型の研究プロジェクトによらなければ

解決し得ない問題が多いにもかかわらず、現実には、その大部分が科学研
究費補助金等による短期間の研究に止まらざるを得ない状態である。

また、わが国では各地域に大学や種々の研究機関があり、それぞれ特色
ある研究を行っているが、これらの機関は半ば独立的で、必ずしも相互の
連携は密でなく、多様な研究者の協力による総合的研究は困難である。さ
らに、研究施設が集中している一部の地域を除いては、諸設備を始めとす
る研究環境に恵まれず、かつ小規模の研究機関では人事の更新も停滞しが
である。したがって、これらの地域では、研究内容が高度化かつ多様化す
る中で、世界的な科学の進歩に対するわが国の責任を果たすことが困難で
あり、同時に国際的研究レベルに遅れをとるという危機感から中央志向性
が高まっている。

2 必要性と緊急性

序に述べた現状を認識すると、わが国の基礎的学術研究の水準を一層高
めるためには、各地域の特色ある研究を可能な限り高度化し、地域の特色
に基づく活発な国際対応を可能にし得る条件を整備することが緊急に必要
である。

そのためには、それぞれの地域の大学及び研究機関を活性化するととも
に、地域の研究者並びに社会の要請に即した課題について、総合的な研究
プロジェクトを実施し得る基盤を整備することが必要である。これは同時
に、各地域における研究の総合性と国際性を高めるのみならず、視野の広
い若手研究者の養成にも寄与し、かつ、彼らの萌芽的研究の奨励にも貢献
するところ大である。

また、わが国の研究機関の大都市集中化及び大学の画一化の問題点を克
服するという見地からも、地域の活性化が、緊急に必要である。

これら目的を達成するためには、個々の大学や研究機関自体の充実が重要であることは言うまでもないが、簡便に往来し合える範囲に地域型研究機関（以下「地域センター」という）を置く必要がある。この地域センターは、地域の特性を活かした研究や、当該地域に深く関連する研究の拠点としての機能とともに、既存の研究機関及び研究領域の枠を越えて研究者の交流を促進する機能を備えるものである。したがって、地域センターには相互に利用し得る研究機器や研究資料を備える必要がある。このような地域の要請に応える研究機関の設置は目下の急務であり、また時代の要請もある。

3 目的

地域センターは、地域の特性を活かした研究及び当該地域の社会的要請に応える研究などを総合的視野に立って推進するとともに、創造性と国際性の豊かな研究者の育成に寄与し、合わせて海外研究者との活発な交流を促進することによって、地域の創造的研究を世界の最先端と直結させることを目的とする。

また、学術的価値の高い地域内の各種資料の保全とその有効な活用を図ることも重要な目的の一つである。

このような目的に沿って設置される地域センターは、以下の機能と意義を持つことが期待される。

- (1) 各種の研究機能を地域センターが分担することによって、各地域における研究の能率を格段に改善するとともに、若手研究者に刺激を与え、同時にわが国の研究水準を全体として引き上げる。
- (2) 地域内の研究者の交流を活発にすることによって、研究の幅を広げるとともに、新しい発想による研究を促進する。

- (3) 各地域における研究を活性化することによって、研究者の中央志向を是正し、地域の特色を活かした研究の推進に役立つと同時に、萌芽的研究の推進にも役立つ。
- (4) 研究者と地域社会との交流を促進し、合わせて地域文化の発展と国際性の向上に寄与する。

4 活動と特色

各地域に設置される地域センターは、それぞれの地域の特色を活かす研究を行うため、当該地域の研究者の自主的な発意に基づいて設置されるが、その活動は次の二点に要約される。

- (1) 当該地域に関するいわゆる地域研究 (area studies) について、既存の大学・研究機関等が行っている個別研究を総合し、研究者の自由な交流を促進することによって研究の高度化に寄与する。
- (2) 当該地域で行われている特色ある研究を推進するため、一研究機関では維持し難い機器を導入し、複数の機関の研究者が参加して行う共同研究の場を提供する。

なお、この地域センターは、当該地域の施設や個人等によって保存されている各種の貴重な研究資料の保全を図るとともに、それらの高度な相互利用を容易にするため、国際的広域ネットワークによるアクセスを可能とする活動についても、各地域センターの特色等に応じて実施する。

以上の活動を行う地域センターの特色は、その主体的研究に加えて、複数の研究機関並びに研究分野の研究者が共同して大型の研究プロジェクトを実行し得る場を提供し、同時に地域の情報センターとしての役割を果たす点にある。このような研究上の協力を通して、国公私立の大学や民間を含めた研究機関の交流を促進し、それぞれの研究の活性化に貢献するとと

もに、視野の広い研究者を育成することが可能となる。

さらに、上記の活動においては国際交流を重視し、研究課題に応じて海外の研究者を招き、また海外研究を実施して、既存の研究施設では困難な国際的研究を推進することも重要な特色である。

5 設置案

地域センターの規模並びに内容は、各地域の研究者の具体的要請によつて異なるが、次のいずれか、またはこれらを組み合わせた形態を持つものとする。

(A) 地域研究を主とするもの。

当該地域にふさわしく、かつ複数の分野にわたる学際的地域研究を立案・実施するとともに、研究資料及び情報の収集・整理とその提供を行う。

(B) 大型共同利用機器を備えるもの。

独自の大型機器を保有し、それらを利用する当該地域の研究者、及び必要に応じて地域外の研究者を含む共同研究を立案・実施する。

(C) 地域内に、中小型の研究機器、及びその他の研究設備を備えるもの。

単独の研究機関では維持し難い機器を保有し、個人または比較的小規模研究組織による利用を可能とする。

なお、これらの地域センターは、いずれも原則として地域の情報センターとしての役割を担うものとする。また、現代の情勢に鑑み、研究機器は必要に応じて速やかに更新されるべきである。

地域センターは、各地域からの具体的提案に基づき、地域の特色等を考慮して順次設置される。

6 設置形態

国公私立大学の研究者が平等に利用し得る国立または適切な形態による法人の共同利用機関とし、官公庁、産業界はもとより民間の研究機関及び海外の研究者が参加し、活発な学際的並びに国際的交流が行われるよう、十分開かれた弾力的な運用について配慮する。

本信送付先

内閣総理大臣

本信写送付先

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

建設大臣

自治大臣

北海道開発庁長官

科学技術庁長官

沖縄開発庁長官

国土庁長官

全国知事会会長